

令和5年11月

組合員のみなさまへ

神戸市職員信用組合

「所在不明組合員に対する除名」手続きについてのお知らせ

協同組合組織の金融機関である信用組合として適切な業務運営のために、長期間組合事業の利用がなく、長期間所在が不明な組合員に対し、除名手続きを進めてまいりますので、お知らせいたします。

記

I. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当組合で所在が把握できない方で以下の要件全てに該当した方が所在不明組合員として除名対象となります。

該当するお心当たりのある方は、当組合までお申し出ください。

【要件】

1. 平成30年8月6日以降、5年以上継続して当組合の事業（普通預金、定期預金、定期積金、当座預金等 各種取引）を利用されていない組合員の方
2. 当組合に登録されている住所宛に郵送した郵便物が5回以上（各年度1回）継続して返戻された組合員の方

II. 所在不明組合員に対する除名手続き

上記「I」の要件全てに該当する方の除名の議決は、令和6年度の通常総代会を予定しております。

なお、住所変更のお届けをして頂き、所在が確認できれば、除名対象とはなりません。お届けがお済みでない方は、当組合の窓口または下記のお問合せ先までお申し出ください。

また、除名後も所在、生存確認ができれば、出資金および未払配当金の返還をさせていただきます。

以上

<お問合せ先>

神戸市職員信用 総務部

電話：078-984-0502